

## 一般社団法人 京都府マンション管理士会会員倫理規定

平成 年 月 日

一般社団法人 京都府マンション管理士会

一般社団法人 京都府マンション管理士会会員は、マンション管理士の社会的使命と職責の重大性に鑑み、高い倫理性が求められる。ここに会員が遵守すべき倫理規定を定める。

### 1. 法令の遵守と品位の保持

会員は、法令に精通し、法令を遵守しなければならない。

### 2. 信用失墜行為の禁止

会員は、品位とモラルの向上・保持に努め、社会的信用を傷つける行為をしてはならない。

### 3. 信義誠実の原則

会員は、信義に基づき公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

### 4. 秘密の保持

会員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### 5. 知識及び能力の維持向上

会員は、常にマンション管理に関わる専門的知識の修得に努めるとともに実務を通じ能力資質の向上を図り自己研鑽に努めなければならない。

### 6. 相互の信頼と協力

会員は、相互に信頼し合い、必要に応じ他の専門家の協力を得て、業務を遂行するよう努めなければならない。

### 7. 説明責任

会員は、依頼者に対しその業務に関する十分な説明を行い、理解を得るように努めなければならない。

### 8. 情報の開示

会員は、マンション管理士としての業務実績、業務範囲及び業務能力などを示すなど情報の開示に努めなければならない。

### 9. 地域社会への貢献

会員は、地域の歴史・文化を守り、良好な住環境の維持確保及び良好な景観の形成に寄与するなど、まちづくり、地域社会の健全な発展に貢献するよう努めなければならない。

以上